

通所介護事業所石岡陽だまり館 契約書別紙（兼重要事項説明書）

ご利用者様に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 愛の会
事業者（法人）の所在地	〒315-0029 石岡市根当10888番地3
電話番号	0299-23-5211
代表者（職名・氏名）	理事長 木村 都央 みなと
設立年月日	平成6年9月26日

2 事業所の概要

事業所の名称	通所介護事業所 石岡陽だまり館	
事業所の所在地	〒315-0013 石岡市府中一丁目3番10号	
電話番号	0299-35-5601	
開設年月日・事業所番号	平成19年10月15日	0870500667
利用定員	定員25名	
管理者の氏名	木村 敦至	
通常事業の実施地域	石岡市、小美玉市、笠間市、かすみがうら市	

3 事業目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にあるご利用者様が、その有する能力に 応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができる よう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心 して日常生活を過ごすことができるよう介護サービス を提供することを目的とします。
運営方針	ご利用者様の心身状況や家庭環境等を踏まえ、介護 保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、 関係する市町村や事業所、地域の保険・医療・福祉サ ービス等の綿密な連携を図りながら、ご利用者様の要 介護状態の軽減や悪化の防止に適切なサービスの提供 に努めます。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して指定通所介護サービスを提供する職員

として、以下職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

【主な職員の配置状況】

職種	職務内容	人員
管理者	事業所の業務を管理、職員の指揮監督	常勤1名
生活相談員	生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等	1名以上
介護職員	日常生活の介護業務	2名以上
看護職員	保健衛生管理及び看護業務	1名以上
機能訓練指導員	機能回復、機能維持に必要な訓練、指導	1名以上

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 時 間
管理者（施設長）	8：30 ～ 17：30
生活相談員	8：15 ～ 17：15
介護職員	8：15 ～ 17：15
看護師 機能訓練指導員	8：15 ～ 17：15

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、12月31日から1月2日及び石岡のおまつり（常陸總社宮例大祭）開催中の3日間は休業とします
営業時間	午前8時15分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時20分～午後4時20分まで（送迎時間を除く）

6 サービスの内容

送迎	① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。 ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。
食事	ご利用者様に合った食事を提供します。
入浴	見守りや直接介助により、入浴を提供します。

機能訓練	機能訓練スペースにて、ご利用者様の心身等の状況に応じて、機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。
生活相談	事業所の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。
レクリエーション	① 併設施設において実施される行事等に参加することができます。 ② 行事によっては、別途参加料金がかかるものもあります。
排泄	随時、排泄介助をいたします。

7 利用料金

(1) 利用者負担

ご利用者様がサービスを利用した場合、ご利用者にお支払いいただく「利用者負担金」は、別紙利用料表のとおりです。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービス利用する場合、超えた額をご負担いただきます。

基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本料金を書面にて通知します。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用当日ご自宅まで送迎にうかがった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

ただし、ご利用者様の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合はキャンセル料を不要とします。

(3) 支払い方法

- ・ご利用者様が指定する口座による振替（ただし、口座引き落としが開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応します）
- ・事業所が指定する口座への銀行振り込み
【 筑波銀行 石岡支店 普通口座 1096047
社会福祉法人愛の会 通所介護事業所 石岡陽だまり館 】
- ・現金による支払い

8 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご利用者様の家族及び主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者様の家族、担

当の居宅介護支援事業者及び石岡市等への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

10 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口で受け付けます。

相談受付窓口	苦情解決責任者 木村 敦至
	受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	石岡市役所介護保険室	電話番号 0299-23-1111
	小美玉市役所福祉部	電話番号 0299-48-1111
	笠間市役所保健福祉部	電話番号 0296-77-1101
	かすみがうら市役所保健福祉部	電話番号 0299-59-2111
	茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号 029-301-1565
	茨城県運営適正化委員会 (茨城県社会福祉協議会)	電話番号 029-305-7193

11 サービス利用にあたっての留意事項

当サービスのご利用にあたって、ご利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 火気の手扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないで下さい。ただし、タバコとライターは防火管理上、事業所でお預かりさせていただく場合がございます。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないで下さい。故意又はわすかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所の設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- (3) 口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないで下さい。
- (4) 当事業所の職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (5) 貴重品の持ち込みはご遠慮ください。万が一紛失されても責任は負いかねます。

12 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年に2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

13 協力医療機関

事業所は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

名称 岡崎内科医院
住所 石岡市府中一丁目3番21号
電話 0299-22-2014

14. 第三者による評価の実施状況等

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所 所在地 石岡市府中一丁目3番10番
事業所名 通所介護事業所 石岡陽だまり館
(茨城県指定第0870500667号)
管理者名 木村 敦至 印
説明者名 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文章が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(代理人) 私は、利用者本人の契約意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
本人との続柄 (_____)

附 則

令和 4 年 4 月 1 日 一部改定
令和 5 年 12 月 1 日 一部改定